

総括報告書の編集について

<令和 4 年 4 月 26 日決定（第 33 回議会運営委員会）>

1 趣 旨

関係例規（「2 事業の根拠」参照）で規定する議会が行う町民等との意見交換結果を総括する報告書の体裁について、基本的事項を整理するものである。

2 事業の根拠

（1）芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項（基本理念）

議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

（2）芽室町議会基本条例第 4 条第 2 号（委員会及び委員長の活動原則）

町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

（3）芽室町議会基本条例第 8 条第 5 項（町民参加及び町民との連携）

議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

（4）芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

3 掲載様式

原則として、「芽室町議会『議会報告と町民との意見交換会』の実施規程（平成 24 年 4 月 12 日制定）」第 6 条に規定する様式を掲載する（以下、「会議録」という）。

また、この会議録のほか、必要に応じて「総括」及び「関連資料（記録写真を含む）」を掲載することも可とする。様式は不問とし、総括の内容（イメージ）は、意見交換会を踏まえて議会が新たに活動する意思・方向性及び具体の取組み等、発展的事項を念頭に置いたものとする。